

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成27年3月9日 午後4時30分～午後5時46分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

---

### ○その他の議員

議員 井上 勝 博

---

### ○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎		
総務課長	田代 健 一	六次産業対策監	小柳津 賢 一
文書法制室長	堀ノ内 孝		
財政課長	今井 功 司	商工観光部長	末 永 隆 光
企画政策部長	永田 一 廣	建築住宅課長	今井 裕 介
新エネルギー対策監	松枝 賢 治		
		議会事務局長	田上 正 洋
市民福祉部長	春田 修 一	議事調査課長	道場 益 男
高齢・介護福祉課長	橋口 浩 文		

---

### ○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一
議事調査課長	道場 益 男	主 幹	久米 道 秋
課長代理	南 輝 雄	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一		

---

○審査事件等

- 1 請願等の取扱いについて
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
  - 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う委員会条例の一部改正について
  - 4 意見交換会の取扱いについて
  - 5 タブレット端末の導入の検討について
  - 6 会派異動に関する議会構成に関する申合せ事項の改正について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博） 議会運営委員会を開会します。

それでは、この後の審査については、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠） 本当に大変お疲れさまです。本会議もありがとうございました。

今、きょうの進行表に書いてありますように、本会議並びに協議会事項ということで御協議をお願いします。ちょっと議題が多いですが、ひとつ御協力をお願いいたします。

終わります。

△請願等の取扱いについて

○委員長（大田黒 博） それでは、次に請願等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった請願等について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） 資料1と、請願・陳情の原本の写しのほうがつづりとして添付してございます。

まず、資料1をごらんいただきたいと思いますが、請願が1件ございます。受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書でございます。提出者は、伊集院町の渉秀憲氏でございます。紹介議員が井上議員でございます。受理日が本年2月24日ということで、本会議の開会日前日には受理をいたしております。

備考欄に掲載してございますが、市外の方からの請願でございますけれども、請願につきましては、住所要件、特に取り扱いについては陳情と違いまして、住所があること、氏名のところに印鑑があること、紹介議員がいること等の要件が備えられておりますので、受理をし、付託先について御協議いただくものでございます。

それから、陳情につきましては、申し合わせ事項が下のほうに書いてございますけれども、3番目に、陳情として取り扱うものとしては三つの要件、本市内に住所を有すること、陳情の趣旨が本

市または本市議会の権限に属すること、ウといたしまして、公益的性格を有するものであるということの三つの要件がございます。ということで、請願とは異なるということでございます。

それから、2番目の表、陳情書でございます。陳情書につきましては3件出ておりまして、1件目と2件目、同等の趣旨のようでございますが、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書ということで、1件目が原発公開質問の会というところから出されております。受理日は本年2月の5日でございます。

それから、2件目が、「川内原発1・2号機」云々ということで、これも件名はほぼ一緒でございますが、提出者は本市内にお住まいの上園チグミ氏でございます。受理日が2月24日ということでございます。

両件とも、開会日前の受理となっております。これにつきましては、一括して付託の可否、付託先を御協議いただくことになろうかと思っております。

それから、3点目が、川内原子力発電所再稼働に関する陳情書でございます。提出者は、本市内にお住まいの武藤智子氏でございます。受理日が本年2月24日ということで、開会日前に受理をいたしております。

内容につきましては、写しのつづりの4ページ目に陳情3ということで書いてございます。記以下についてでございますが、再稼働前に、事故後の補償等に係る明確な取り決めを要求することということで、具体的には5項目書いてございます。内容といたしましては、4番目に書いてありますように、趣旨といたしましては、市民の財産と安全が保証されるめどが立つまで再稼働をさせないことといったようなことが中心になろうかというものでございます。

それから、その他といたしまして、市外からの提出分でございます。件名は、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情ということで、さきの陳情と同趣旨でございますけれども、提出者は反原発・かごしまネットということで、市外の団体からの提出でございます。取り扱いは、申し合わせによりまして、陳情として取り扱わない分ということで、議員配付にとどめるというような取り扱いがこれまでされているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、それぞれ取り扱いを審査していきます。

まず、受動喫煙の防止措置の強力な推進を求める請願書についてでございますが、受動喫煙など、市民の健康に関する所管は市民福祉のようです。これを踏まえて、付託先について質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本請願の取り扱いは、市民福祉委員会に付託することで御了承願ひします。

次に、陳情1及び陳情2の「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書については、同様の趣旨ですので、一括して協議します。

それでは、付託の可否、付託先について、質疑、意見をお出しください。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑はないと認めます。

それでは、これらの陳情の取り扱いは、委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願ひします。

次に、陳情3の川内原子力発電所再稼働に関する陳情書についてであります。付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いは、委員会に付託することとし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願ひします。

次は、その他であります。これは提出者が市外のものでありますので、文書配付にとどめる取り扱いにしたいと思ひますが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情の取り扱いは、文書配付ということで御了承願ひします。

以上で、請願等の取り扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

~~~~~

午後4時37分休憩

~~~~~

午後4時39分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員入室]

○委員長（大田黒 博）当局はよろしいでしょうか。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、審査結果報告が1件ございます。議案第1111号の審査結果について、総合計画基本構想審査特別委員会から、10日の本会議において御報告いただく予定であります。

なお、これにより、同特別委員会の審査は終わることとなりますので、同特別委員会は終了することとなります。

また、この委員長報告を受けて、質疑、討論、採決となりますが、資料2-2のとおり、井上議員から反対討論の、また谷津議員及び下園議員から賛成討論の、それぞれ通告があります。

次に、受理した請願が1件、陳情が3件ございます。

先ほど御協議いただきましたとおり、請願第1号については13日及び16日の市民福祉委員会に、また陳情第2号、3号及び4号については、資料2-5の会期日程（案）に記載のとおり、19日に予定されております川内原子力発電所対策調査特別委員会に、それぞれ付託してはと考えます。

次に、提出予定議案が1件ございます。ここで、資料2-3、付議事件一覧もあわせてごらんください。

議案第54号は平成26年度一般会計補正予算であり、記載のとおり、3常任委員会に分割付託してはと考えます。

次に、資料2-4をごらんください。

議案第20号の教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、

教育委員会に意見照会しておりましたが、記載のとおり、3月9日付で、当該条例制定に異議はない旨、回答がありました。

なお、同意見書につきましては、明日、10日の本会議において、写しを机上配付してはと考えております。

次に、今後の提出予定議案等ですが、最終日に予算関係議案1件、人事案件1件の提出が予定されているようです。

また、資料2-1の下のほうに記載のとおり、議会関係分といたしまして、地教行法の改正に伴う委員会条例の一部改正案の提出が予定されております。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありますか。

○財政課長（今井功司）それでは、今回提出いたします補正予算について御説明いたします。

別冊となっております平成26年度薩摩川内市一般会計予算書・予算に関する説明書（第8回補正）の14ページでございます。

今回の補正は一般会計のみの補正でありますので、14ページの歳出目的別の表により、補正の内容を御説明いたします。

今回の補正では、国の補正予算にかかわる補助採択見込みを受け、緊急経済対策及び地方版総合戦略の先行実施に必要な予算を計上するものであります。

総務費であります。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（消費喚起）事業費においては、プレミアム商品券の発行を支援するスーパープレミアム事業や、市外からの旅行客増加を図るための旅行券を発行するふるさと旅行券事業など、本市における消費喚起や緊急経済対策となる4事業に係る事業経費を計上し、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行）事業費においては、本市の総合戦略策定に係る経費のほか、誘客を図る観光3事業やLED等の販路開拓や技術開発を支援するための経費、本市の地域資源である竹を活用した新たな産業展開等の可能性を調査する経費など、雇用創出のための地方版総合戦略の先行実施事業として、8事業に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

13ページでございます。歳入の表をごらんください。

国庫支出金では、国の補正予算に係る補助対策見込みを受け、消費喚起及び地方創生先行実施事業に係る国からの補助金を計上するものであります。

繰入金では、今回計上いたします実施事業に伴う財源対策のため、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

次に、繰越明許費について説明いたします。5ページでございます。

5ページの第2表、繰越明許費補正をごらんください。今回、予算補正いたします消費喚起事業及び地方創生先行事業の2件につきまして、予算執行時期を考慮し、全ての実施事業の予算繰越手続をとろうとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。当局はいいですね。

ただいま説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時46分休憩

~~~~~

午後4時52分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

△地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う委員会条例の一部改正について

○委員長（大田黒 博）次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う委員会条例の改正についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料3をごらんいただきたいと思います。

委員会条例の一部改正の案でございます。件名が、薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてということで、提出日が本年3月25日を予定しております。提出者は議会運営委員会からということで、委員長の御説明ということで予定しております。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布により、教育委員長の職が廃止され、教育長が教育委員会を代表することになることに伴い、常任委員会等の出席説明の要求に係る教育委員会の規定を変更しようとするものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。条例の改正内容でございますが、21条の規定の中で、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるという改正の内容となります。

施行期日につきましては、本年4月1日からということで、経過措置が設けてございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、いわゆる教育長の任期がある場合という場合でございますが、この場合においてはこの条例による改正後の21条の規定は適用せず、なおその効力を有するというような規定が入るということでございます。

添付してございますのは、新旧対照表でございます。一緒に御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本案を今期定例会の最終日に提出することとし、文言等の軽微な修正については委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う委員会条例の改正についてを終了いたします。

△意見交換会の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）次に、意見交換会の取扱いについてを議題といたします。

本件については、1月26日の委員会において、会派持ち帰りとなっておりますので、本日は会派での協議結果をお伺いした上で協議したいと思います。

なお、旧翔志会、旧一心会で協議された内容については、副委員長、谷津委員から、それぞれ報告をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、薩摩自民の会から、順にお願いします。

○委員（川添公貴）提案のありました委員会の委員をもってして、意見交換会の単位のメンバーとすることには異議はないと。ただし、佃さんのほうでありましたように、何々委員会なので、何々委員会に特化した質問は受けないと、ただ単なる議員の集団だという形でいくべきだろうという意見で、その方向であるならば、よしということでありました。

それから、もう一点、広く公募をするべきじゃないのかというのも出ていました。たくさんの方に声をかけろということでした。

以上2点。

○委員長（大田黒 博）ありがとうございます。

むつみ会でございますが、むつみ会におきましては、きょう、説明がございましたこれに準じて行くと、よろしいということでございましたので、報告いたします。

次に、翔志会、お願いします。

○委員（谷津由尚）メンバー編成は委員会単位でオーケーです。今ありましたように、ただしその委員会に偏ったことではないという、ただメンバー編成上の委員会ということです。

あと、議会から団体に依頼して開催する意見交換会については、ぜひやるべきですと。

あと、並行して、公募による意見交換会は、これまで同様にやりたいということです。

以上です。

○委員長（大田黒 博）新創会。

○委員（森満 晃）新創会では、まず、この意見交換会の実施については今後してほしいということと、委員会主催の意見交換会については、委員会の判断において実施すればよいのではないかということです。それぞれの委員会が実施を計画する団体等について、この意見交換会と重ならないようにしたらどうだろうかということです。

また、公募による意見交換会の実施の各班割り当てについては、正副議長及び事務局で精査し、各班が同等の対応ができるように計画し、議会運営をしていただきたいということでした。

あわせて、新設しました各種団体との意見交換会については、実施をお願いする団体等を正副議長にて精査し、議会運営をしていただきたいということでした。

以上です。

○委員長（大田黒 博）次、一心会。

○副委員長（今塩屋裕一）意見交換会は実施すべき、ぜひやるべきだということに話し合いまして、議会から団体に依頼して開催する意見交換についてはぜひやるべきだと。

そして、公募による意見交換会は、これまで同様に実施すべきだと。

班編成については、常任委員会単位として、4班編成で理解してもらいたいということと、幾つかあるんですけど、全部言ったほうがいいですかね。

委員会主催の意見交換会は、委員会の判断において実施すればいいのではないか。それぞれ委員会が実施を計画する団体等については、この意見交換会を重ならないようにするべきだと。

班代表者連絡会は、委員長連絡会と同様な組織を変え、副議長に座長として構成することは理解する。

せっかくの意見交換会の声が反映できるよう、政策提言できる取りまとめも班代表者会の中でしてほしいと。

あとは、公募による意見交換会の実施、各班割り当てについては、正副議長及び事務局で精査し、各班に同様に対応できるように計画し、議会運営委員会に示してほしい。

新設した各種団体との意見交換は実施、お願いする団体を正副議長に精査し、議会運営委員会に

示してほしいということに話し合いしました。

○委員長（大田黒 博）薩摩爽風会、お願いします。

○委員（小田原勇次郎）新設の意見交換会並びに公募による意見交換会の実施につきましては、開催の考え方は異議はないところであります。

あと、委員会単位で意見交換に臨むという部分も異論はないところなんですが、テーマによって、委員会の所管事項の部分で対応していったほうが、議会運営としてはフランクな考え方というのはわかるんですが、即委員会に持ち帰って対応がしやすいという考え方のもとであれば、委員会の専権事項、そこで委員会として臨むべきではないかということです。取りまとめをしてきたところであります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ありがとうございます。市民連合、お願いします。

○委員（佃 昌樹）今の爽風会と同じような意見です。公募によって、それをどう対応するか。対応する場合に、委員会としての所掌事務をきっちり住民に知らすこと、これも大事な要素じゃないかなというふうには話をしております。

本当にそうなると、一番それぞれのテーマで住民が持ってくるのは、この前、何か一つというような話もありましたので、一つに絞るとなると偏りが出てくる可能性があるなというふうなことを思っています。どういった組織編成をしたら、住民に一番わかりやすいかなということを考えたときに、それぞれ公募された内容によって、所掌事務をしている委員会が受けるべきだと、そのほうがすっきりするかなというそういう思いです。

どうしても常任委員会という組織で対応しようとなれば、それはそれでいい面もあるでしょうけれども、そこを強調するのであれば、どうあるべきかなと思ったものだから、そういったような答えにしかならないわけです。

我々としては、そういった協議で、途中までしかやっていません、はっきり言ってね。

○委員長（大田黒 博）ありがとうございます。公明党、お願いします。

○委員（中島由美子）班を常任委員会単位で編成したいということで、これで異議はないんですが、今言われたように、中身の意見、常任委員会で行くと、それぞれの持ち分があるので、そのあ

たりを生かしたほうがいいのかなとか、まだ私たちもしっかりと結論が出なかったのが正直な話なんですけど、全部を受けるのは厳しいものがあるのかなとか、常任委員会のそれぞれの持ち分を生かすのも大事なのかなという、そのあたりでとまっていたところがあるんですけど、常任委員会単位でやってみるのもいいのではないかという結論です。

それから、公募方式、いろんな団体から受けるというのは、やはりどンドンやるべきじゃないかということです。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ここで、オブザーバーで出席の会派に属さない議員、井上議員、お願いします。

○議員（井上勝博）済いません、これ私が恐らく委員会にいなかったときの提案だったと思います。それで、今初めて聞いたんですが、基本的には意見交換会、これまでどおりやるということと、今言われたように、単位を常任委員会にするということについて、いろいろ考えるところはありませんけれども、しかし基本的にはこれで構いません。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま各会派の協議結果をお聞きいたしましたけれども、ここで議長からこの件について説明をお願いします。

○議長（上野一誠）本当、熱心に御協議いただいて、ありがとうございます。結論的には、どの会派も議会として市民の声を広く聞きましょうという思いに立って、実施については御理解いただいたと思います。

まずは公募式ということで、公募の仕方も広く皆さんに公募をかけて、一応このことをまず先行させていただきたいと思います。したがって、内容的にどういのが来るかはじっくりまた精査をして、どこの班にくったほうがいいのか、るる出ているように、一つの班だけに集中しないように、そういう意味では、また臨機応変に御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、あと各種団体については、各種団体から公募によって上がってくる団体もあると思いますので、そこあたりはそっちのほうを優先して、またここに上がってきていないところについて団体の精査をして、御相談していくという形をとらせていただきたいと思います。

それで、実施時期等を含めて、できるだけ公募の上がってきた時点でまた皆様方に御提案をして、それなりに御理解をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

公募の時期については、事務局、いつごろ流していく、議会の日程上、4月。

○議事調査課長（道場益男）議会だよりのほうでお知らせしていくこととなると思いますので、早くて5月の連休過ぎの議会だよりで公募をかけていって、締め切りが5月の下旬ぐらいには締め切りかな……。ちょっと済いません。

○課長代理（南 輝雄）公募につきまして、議会だよりに載せられるとしますと、次の号になりますので、6月定例会前に発行される5月の下旬ということになります。それから、議会だよりで言いますとスタートになろうかなと思います。

ただ、ホームページとか、ほかの周知手段を使って、早く周知はできるかとは思いますが、ただ、実施になりますと、どうしても4月、5月の実施までは難しいのかなという気がしますので、実質的には6月議会が終わった後になるのかなと思っています。

以上です。

○委員（川添公貴）こっちからは公募をかけるんですけど、逆に例えば医師会とかが市民福祉と話をしたい、文化協会は総務と話をしたいという今まで要望があったのは、それは別枠で対応してほしいということの御意見がありました。ほかは、さっき言ったように全くフリーで、ただ何か委員会じゃなくて、A班、B班、C班でいくという、それは変わりません。

○議長（上野一誠）今、川添議員が言ったのは全くそのとおりで、通常やっている部分はまた入っていくとおかしくなるので、それはそのように理解してください。

○委員長（大田黒 博）それでは、ただいま各会派の意見等が出ました。議長説明を踏まえて、事務局からの日程的な面も含めて、これより協議したいと思います。質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）よろしいですね。質疑は尽きたと認めます。

それでは、本件については、早目に公募をかけて、精査していくということで御了承願います。

なお、本日の協議結果を踏まえて、意見交換会



の実施要領を整理し、次回の委員会において協議いただきますので、よろしく申し上げます。

以上で、意見交換会の取扱いについてを終わります。

△タブレット端末の導入の検討について

○委員長（大田黒 博）次に、タブレット端末の導入の検討についてを議題といたします。

本件についても、会派持ち帰りとなっておりますので、会派での協議結果をお伺いした上で協議したいと思います。

では、薩摩自民の会から、よろしく申し上げます。

○委員（川添公貴）まず1点目、早急に導入はしてほしい。これは私個人なんですけど、早急に導入してほしいんですが。まず経費面、それからどのような運用方法があるのか、どのような経費と運用方法、それと習熟度等々を考えると、しばらく調査をするべきだろうというのが大方の意見でした。

ただし、個人のパソコン、それからタブレットの持ち込みは許可をしていただきたい。委員会、本会議を含めて、そういうことでした。

ルールとして、当然、大人のルール上は、本会議中に動画を見るとかいうことは当然しない。そこは個人のを全部見られていますから、そういう話もあったんですけど、とりあえず現行上の行政によるタブレット、パソコンの支給についても調査してほしいということ。それは運用面とか習熟度。

ただし、2点目は、現在、個人持ちのものに関しては、個人の責任で持ち込みをさせてほしいという二つです。

○委員長（大田黒 博）むつみ会でございます。

大変予算が伴う案件でありますということと、早急にはどうなんだろうかということが意見が出ました。とりあえず、今出ましたように、今お持ちの方、そういう方向で協議して進めて、研究していったならという意見でした。そういう感じでした。ありがとうございました。

翔志会、お願いします。

○委員（谷津由尚）逆で、我々のところでは、導入するのであれば、一気に導入すべきだと。もし、そこに経費とかが当然出てきますので、支障があるのであれば、インターネットに接続する環

境がない場合、庁内でとりあえずワイファイで接続するだけだったら、簡単なストレージとか端末さえあればできるわけで、ペーパーレスのまづベースはそれでも十分できるわけですから、そういう環境でいけば、ほとんど経費はかからないという状態ができるわけで、まずそういう環境から我々のところは入っていくべきだと。

当然、会派内で、できる人とかできん人とかがおられると思います。それは会派内、あるいは議会全体で、教えられる人が教えていくということをどこかでやっていかないといかんだろうというふうに思っています。

以上です。

○委員長（大田黒 博）新創会、お願いします。

○委員（森満 晃）新創会では、2点。導入する方向をお願いをしたいということと、導入する場合は皆さん一斉に行っていただきたいという、この2点でした。

○委員長（大田黒 博）一心会。

○副委員長（今塩屋裕一）導入すべきだと。導入する上で、一斉に入れて、私どものほうもわからない人がおったら、みんなで教え合っていければという意見が出ました。

○委員長（大田黒 博）爽風会。

○委員（小田原勇次郎）事務局の検討資料等を踏まえて、当面、公費で導入するという部分については見合わせるべきであろうという考え方、そしてあと持ち込める個人の所有物であるとか、そこあたりの部分について持ち込める環境づくりという部分についてを早目に議論していくべきではなかろうかという意見で取りまとめたところでありました。

以上です。

○委員長（大田黒 博）市民連合、お願いします。

○委員（佃 昌樹）残念ながら、私が不得意だから、パソコン、インターネットぐらいは開くことができるけれども、タブレットまでは行きついていませんので、実質、協議はしていません、この件については。

○委員長（大田黒 博）公明党、お願いします。

○委員（中島由美子）経費がかかることなので、厳しいものはあるのかなと思いますが、時代の流れでいくと、やはり使えるものは使いたい。するのであれば、みんなそれなりに勉強しながら、同

じような感じで使っていただければいいのかなと、これは希望もあります。差がないような形で使えたらいいなと思っています。

以上です。

○委員長（大田黒 博） それでは、会派に属さない井上議員、お願いします。

○議員（井上勝博） 導入は賛成です。以上です。

○委員長（大田黒 博） ただいま各会派の協議結果をお聞きいたしましたけれども、議長、何かございますか。

○議長（上野一誠） ありがとうございます。やるのであれば、やっぱり全員がこれにかかわっていけるような環境というのが必要かなと思いますので、もう少し正副議長、議運正副で精査をして、フローをつくっていかないといかんとと思いますが、どういう形から、タブレットのいろんな面等を含めながら意見が出ているので。そういうフローに勉強会を入れながら、本当にそれでやれるかやれないかという判断も出るだろうし、目的はどの範囲で使っていくかということも出てくるでしょうから。そういうものをせつかく議論が上がりましたので、ぜひひとつみんなでき通できる一つの勉強会というか、それに向かっていくようなフローをつくって、また皆さんにお示しをさせていただきますので、ひとつまた段階段階で御意見をいただけたらありがたいと思います。

○委員長（大田黒 博） 皆様方から、各会派で出されましたけれども、何かこれはどのような意見はございませんか。いいですか。

この件につきましては、今いろいろな意見が出ましたけれども、また随時議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で、タブレット端末の導入の検討についてを終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後5時16分休憩

~~~~~

午後5時42分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博） ここで、本会議に戻します。

△会派異動に関する議会構成に関する申合せ事項の改正について

○委員長（大田黒 博） 次に、会派異動に関する議会構成に関する申合せ事項の改正についてを議題といたします。

○議事調査課長（道場益男） 資料10をごらんいただきたいと思います。

先ほど、特別委員会、議会だより編集委員会の委員の選出方法についても御協議いただいたところでございますが、申し合わせがあつたりなかったりということで、今回も取り扱いに非常に迷ったところもございましたので、今回のケースを事例に、申し合わせに規定してはということで、裏面のほうに申し合わせ案を入れてみたところでございます。

裏面をごらんいただきまして、改正前、改正後とお示ししております。

まず、3の（3）番目で、特別委員会の委員についてでございますが、「委員の任期」というところで、これを「委員の任期等」ということに改め、ア、イに続きまして、ウのところ具体的に文言を規定してはということでございます。

案といたしましては、特別委員会の委員の任期途中においては、委員の所属する会派変更に伴う委員の交代を行わないものとするという規定を追加してはというものでございます。

また、4番目の議会だより編集委員会の選出につきましては、（3）といたしまして、委員が任期の途中において、その所属する会派を離脱し、又はその所属する会派が解散したときは、辞表を提出するものとするということです。

なお、委員が離脱した会派においては、新たな委員を選出するものとするという規定を設けてはということでお示しました。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○委員長（大田黒 博） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。改正案についてはよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 質疑はないと認めます。

それでは、議会構成に関する申し合わせ事項について、資料のとおり改正することで御異議ありませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

会派異動に関する議会構成に関する申合せ事項

の改正についてを終わります。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後5時44分休憩

~~~~~

午後5時46分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

---

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博